

情報提供

那医発第 447 号
令和 5 年 11 月 7 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 長嶺 勝



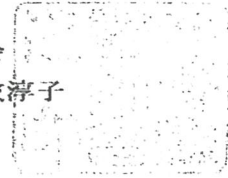
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和 5 年度の取扱いに関する留意事項について」が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊/電話 098-868-7579)

記

沖医発第 1141 号 F
令和 5 年 11 月 2 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波淳子



地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく
都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和 5
年度の取扱いに関する留意事項について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本件は、令和 5 年度の地域医療介護総合確保基金を活用するにあたり、留意すべき事項を示した通知となっております。

昨年からの変更点は、以下の通りとなっております。

- ① 都道府県または市区町村計画を作成するための、保健・医療・薬務担当部局と介護・福祉担当部局の連携体制の整備を行うこと
- ② 計画を実効的なものとするため、都道府県計画または市町村計画作成時の目標の設定に当たっては、ロジックモデル等のツールも活用した上で、出来る限り定量的な視点による目標設定を検討することの要請
- ③ 令和 4 年度の都道府県計画または市町村計画を事後評価するにあたり、計画作成時にロジックモデル等のツールを活用した場合は、ツールを再度活用することの示唆、並びに、課題の評価は、最終的な成果（アウトカム）を達成するため、適宜必要な場合に、各過程の課題がある箇所につき適確性の視点から評価することの重要性

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和 5 年度の取扱いに関する留意事項について

(令和 5 年 10 月 25 日 日医発第 1369 号 (地域) (介護) (健III))

※日本医師会文書は文書管理システムへ掲載致します

沖縄県医師会事務局庶務課：宮城
TEL:098-888-0087/FAX:098-888-0089
miyagiti@okinawa.med.or.jp